

市民福祉委員会記録

1 日 時 令和4年9月16日(金)
午前 9時55分 開会
午前11時02分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長	伊藤嘉秀	副委員長	田窪秀道
委員	小野志保	委員	米谷和之
委員	河内優子	委員	黒田真徳
委員	永易英寿	委員	藤田幸正
委員	近藤司		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

市長 石川勝行

・市民環境部

部長 長井秀旗

次長(危機管理監) 小澤昇

危機管理課主幹 野藤由治

・市民環境部環境エネルギー局

局長 松木伸

廃棄物対策課長 近藤淳司

・福祉部

部長 古川哲久

生活福祉課長 塩崎秀一

健康政策課長 佐々木正子

介護福祉課主幹 村尾裕

総括次長(市民課長) 伊藤裕敏

危機管理課長 高橋良徳

環境衛生課長 安藤寛和

総括次長(地域福祉課長) 久枝庄三

介護福祉課長 東田寿重

生活福祉課主幹 伊藤考嗣

6 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 高橋利光 議事課係長 伊藤博徳

7 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要

○ 開会 午前 9時55分

●伊藤委員長：〈開会挨拶〉

○石川市長：〈挨拶〉

(1) 付託案件審査

◎市民環境部関係

◇議案第63号 新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○安藤環境エネルギー局環境衛生課長：〈説明〉

〈質疑〉

●近藤委員：令和5年1月1日から施行とのことだが、完成から施行日までの利用料の扱いは。

○安藤環境衛生課長：待合室は順次改装を行っており、現時点で待合室のAからCまでは完成し、利用開始している。全体の完成は10月末であり、それまでは無料としている。また、完成後は市民への周知のための期間とし、来年1月1日からの改正と考えている。

●近藤委員：周知期間も無料という認識でよいか。

○安藤環境衛生課長：そのとおりである。

●田窪委員：市内利用、市外利用について、喪主が市内在住であれば市内利用とのことであるが、市内利用の人が市税滞納者であった場合も市内利用の料金とするのか。

○安藤環境衛生課長：条例上税の滞納の有無の取り決めは行っておらず、亡くなった人、喪主が市内在住であれば市内利用という形をとる。

●黒田委員：霊安室の利用料について、他市の人の利用料は3倍とのことだが、その根拠は。

○安藤環境衛生課長：従来から市外利用者の利用料は市内利用者の3倍としているが、近隣他市と比較検討し、3倍が妥当と判断している。

●黒田委員：他市の人の利用はあまりないが、市内利用者と同じ金額とするような検討は行ったのか。

○安藤環境衛生課長：現状では、他市の人の利用は少ないが、増加した場合、市内利用者の火葬に制限が出てくる可能性があるため、料金については現状のまま継続したいと考えている。

●田窪委員：斎場の職員がコロナウイルス感染症を患い、市内で火葬ができなかったため四国中央市で火葬を行った事例があると聞いた。このような理由で他市の施設を利用する場合、市内の施設利用料と同額程度で対応してもらうことはできるのか。

○安藤環境衛生課長：指定管理者の中にコロナウイルス感染症を罹患した人がいたため、火葬件数を制限したことがある。その際に四国中央市、西条市に協力依頼をしたが、このような場合でも市外利用としての料金を徴収せざるを得ないとの回答であった。感染症のほか、災害時などで緊急に連携する必要も出てくると思うため、今後協議していきたい。

〈討論〉 な し

〈採決〉 全会一致 原案可決

◇議案第64号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○伊藤市民環境部総括次長（市民課長）：〈説明〉

〈質疑〉

●藤田委員：家庭ごみ収集運搬事業者支援事業費及びし尿収集運搬事業者支援事業費について、この支援金額の積算根拠は。

○近藤廃棄物対策課長：家庭ごみ収集運搬事業者支援事業費については、委託契約期間が令和元年10月から令和4年9月までの3年間の契約となっている。その期間の原油価格高騰分を、令和4年4月から9月までの半年間分支援するものである。し尿収集運搬事業者支援事業については、許可業で

あり、条例で料金を決めてし尿の汲み取りを行っている。ほかの漁業や農業の支援金と合わせて令和2年から令和4年4月までの原油高騰分を今年度1年間の支援を行うものである。

●藤田委員：業者はそれぞれ何社あるのか。

○近藤廃棄物対策課長：業者については、家庭ごみ収集運搬業者は9社で、車の台数は25台、2トンドンプ、パッカー車、軽トラダンプの3種類である。し尿収集運搬事業者は3社で車の台数は14台、すべて2トン車である。

●藤田委員：車の台数や大きさから積算しているのか。

○近藤廃棄物対策課長：車種と台数ごとに積算している。

●近藤委員：1台当たりの金額はどのようになっているのか。

○近藤廃棄物対策課長：し尿収集については1台当たり14万8千円。家庭ごみ収集について、パッカー車は1台当たり5万7千円、2トンドンプが1台当たり4万円、軽トラダンプが1台当たり2万2千円である。

●近藤委員：総合防災マップ更新事業費について、対象の河川は東川と渦井川とのことであるが、尻無川などはどうか。

○高橋危機管理課長：尻無川は国と県で作成中と聞いている。その他の中小河川については令和7年度までに国、県にて作成予定としている。そのデータが届き次第、取り入れたいと考えている。

●藤田委員：防災マップは何部作成予定か。

○高橋危機管理課長：今回の補正についてはデータのみで作成である。このデータをホームページ、防災センターのデジタルマップで公表予定である。今後、紙ベースのものは協議を重ねる予定であり、作成する場合は前回と同程度の6万部を考えている。

●田窪委員：防災マップの更新作業について、業者を選定しているが、市の職員が更新するなどの対応は可能か。

○高橋危機管理課長：河川浸水想定や様々な土砂災害の警戒区域等については専門業者による綿密な計算の上で公表するものであり、そのような技術を持ち合わせた職員もいないため、業者に委託する形をとっている。

●田窪委員：移動系防災行政無線交信事業費について、116万9千円が計上されているが、何台更新する予定か。

○高橋危機管理課長：本部、その他現場に出る担当課などで85台を考えている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時20分 / 再開 午前10時22分

◎福祉部関係

◇議案第65号 令和4年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：< 説明 >

< 質 疑 >

●近藤委員：繰越金1億9722万3千円は剰余金とのことだが、余った原因は。また、毎年同額程度余っているのか。

○東田介護福祉課長：繰越金については決算による支出収入の差額である。毎年同様の繰越金がある。

- 近藤委員：毎年同様とのことだが、コロナの影響で増えたということではないとの認識でよいか。
- 東田介護福祉課長：償還金について、令和2年、3年はコロナの影響で逆に少なくなった。今回の令和4年度の償還金については平成26年から令和元年までと同程度であった。
- 近藤委員：繰越金は償還金と介護給付費準備基金積立金に振り分けているが、どのように振り分けているのか。
- 東田介護福祉課長：令和3年度の国費、県費支払基金交付金を精算により国、県に償還を行い、残額全額を準備金に積み立てている。
- 近藤委員：償還金は個人に返すのか
- 東田介護福祉課長：保険給付金について国費、県費にて支払基金交付金をもらっているの、国、県に返すものである。
- 藤田委員：毎年同額程度繰越金があるということは、国や県から多く配分されているということか。
- 東田介護福祉課長：介護保険は3年ごとに大きな法改正がある。法改正等によって国が立てていた予算が、保険給付費が急増したり保険料が足りなかったりといったことがあり、元々の予算との差額が発生することは毎年ある。今回は精算した結果、剰余が発生したため償還金として国、県に返す形となっているが、逆に足りなかった場合は追加の交付をお願いすることとなる。
- 古川福祉部長：介護保険は3年ごとに計画を立てるが、その中で1年あたりの計画も行う。1年あたりの計画では金額が足りない状況にならないよう計画を行い、国や県に要望している。このため決算すれば必ず余ることとなるため、毎年9月議会で償還金の補正を行っている。償還金については毎年あるが、基金の積み立てについては、保険料算定が3年分を見越して3年間同額、3年の間に高齢化が進むことで1年目より2年目、3年目のほうがサービス利用が増えるため、金額自体も増えることとなる。1年目は少なめ、3年目は多めという中で、3年間を通して平均で保険料を徴収することとなるため、1年目は基金に積み立て、2年目はトントン、3年目は基金を繰り入れ、全体で帳尻を合わせるとというのが介護保険の基本的な考え方となる。今回は1年目のため、多めに積み立てを行ったこととなる。
- 近藤委員：今回は1年目であったため償還金が多かったという認識でよいか。
- 東田介護福祉課長：償還金というよりも積立金が多くなったということである。
- 近藤委員：毎年剰余金があり、積立できるのであれば介護保険料を引き下げることが可能ではないのか。
- 東田介護福祉課長：介護保険料が高い場合、基金を取りくずし保険料を下げることも考えることもできる。
- 近藤委員：現在の状況からすれば、剰余金があり余力があるということであれば次の3年間は保険料を見直しするなかで下げることも考えられるのか。
- 東田介護福祉課長：準備基金は保険給付が急激に増加した場合などに財源不足に対応することや介護保険料を引き下げる役目にも使うが、現在、県下11市中7位と保険料額が高いという状況ではない。ただ、状況を見て保険料に充てて保険料を抑えることも役目の一つであるため、その時々で考えていきたい。
- 古川福祉部長：3年間の計画期間中に残額が発生した場合は基金に積み立てていくが、3年目は取り崩すことが多い。3年経過後、残った額は次の3年間の保険料額を算定する際に、見込み額から基金の額を差し引き、保険料を算定するという仕組みである。その結果、この数期間の保険料は基本据え置きという形をとれている。令和3年度から5年度の結果、基金が残れば6年度以降の3年間の保険料算定に組み込むこととなるが、現状では基金を積み立てられていても次回の保険料が上がる場合も下がる場合もある。

<討 論> な し
<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第66号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：<説明>

<質 疑>

●藤田委員：電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費について、対象世帯は何世帯あるのか。

○久枝地域福祉課長：国の物価・賃金生活総合対策本部にて9月9日付でこの事業実施が決定されたが、事業の詳細は9月下旬の閣議で決定予定であり、その後、要領が示される予定である。今のところは非課税世帯などに1世帯当たり5万円と聞いているので、前回の住民税非課税世帯への臨時特別給付金の実例に合わせた形で、予算が足りない状況にならないよう1万8千世帯で予算組をしている。

●藤田委員：市内の世帯数は何世帯程度か。

○久枝地域福祉課長：5万7千世帯ほどであったと思う。

●近藤委員：対象者について非課税世帯で1万7千500世帯、家計急変世帯が500世帯と聞いているが、家計急変世帯の500世帯はどのようにして算出したのか。

○久枝地域福祉課長：前回の臨時給付金では、家計急変世帯とは、住民税非課税世帯ではないが、基準日以降で感染症の影響により家計が急変し、非課税世帯並みの収入になった世帯のことであった。今回も同じような世帯になる可能性が高いと思われるため500世帯と見積もっている。

●近藤委員：どのようにしてこの世帯を調べるのか。

○久枝地域福祉課長：家計急変世帯については調べることはできないため、申請制度になる。申請と同時に資料を添付してもらい、市で確認する審査が必要となる。

●近藤委員：新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費について、令和4年9月末が申請期限であったのが12月末まで延長になったとのことだが、当初の9月末までの給付事業費の額と対象者についてはどうだったのか。

休憩 午前10時47分／再開 午前10時48分

○塩崎生活福祉課長：申請期限が3か月延期となったが、現行では1986万円を見込んでいた。3か月延長となったことにより、総額2688万円と見込んでいる。給付金については3か月間の延長で702万円、事務費と合わせて813万8千円の増額と見込んでいる。

●田窪委員：電気・ガス等の給付金について、事務費として会計年度任用職員、通信運搬費、受付業務委託等で約1600万円となっているが、事務的な費用というのは議決後に対象者に対して通知等をするのだと思う。その通知を受け取った側はマイナンバーカードの登録をしていれば申請書類の手続きが簡略化できるようになっているのか。

○久枝地域福祉課長：現在継続中の臨時特別給付金については、前回の一人あたり10万円給付をしたときに口座登録していた人については、本人に確認後、同じ口座に給付できるようにしている。今回の給付金についてはマイナンバーカードと口座の紐付けがシステムの手続きや制度上、間に合わないと思われるため、前回と同様、本人から口座を申告してもらるか、本人に確認し、登録済みの口座を使用することになると思う。

●黒田委員：電力・ガスの給付金について、1世帯5万円となっており、特に家計への影響が大きい低所得者世帯が対象となっているが、市内で価格高騰によりどの程度負担が増えたのか試算等があれ

ば教えてほしい。

○久枝地域福祉課長：1世帯当たりの価格高騰等での影響は、電気や燃料費の高騰により必ずあるものと思うが、その額がどの程度なのかは把握していない。

●黒田委員：調査はやはり難しいか。

○久枝地域福祉課長：市単位での調査は難しい。

●近藤委員：新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種費について、これから5回目の接種に取り組んでいくとのことだが、周知方法は。

○佐々木健康政策課長：5回目の接種はオミクロン株対応のワクチンである。現時点で4回目の摂取対象者で4回目を未接種の人については、今後オミクロン株対応分の接種が可能となるので、ハガキにて通知する。9月26日以降、7300通送付予定である。4回目接種の対象とはならなかったが、3回目接種済みの人について、詳しくは4回目の接種対象者は60歳以上であったため、3回目接種が完了した人のうち、60歳未満の人については手元に接種券がない状態であるため、新たに接種券を送付することとなる。接種券の送付は9月30日ごろをめどに送付予定である。そのハガキと接種券がオミクロン株対応分の接種開始となる周知第1弾となる。それに加え、市政日より、ホームページ、LINE等で周知する予定である。

●近藤委員：確認であるが、5回目の接種対象者は3万6千400人程度とのこと、前回の接種から5か月開けることになると思うが、4回目接種から5か月经過後に接種券を送付することとなるのか。

○佐々木健康政策課長：すでに4回接種を受けていて、オミクロン株対応型を接種するのが実質5回目となる人については、4回目接種から5か月到達時に順次接種券を送付することになる。

●田窪委員：電力・ガスの給付金について、世帯数に対する割合は約31%ということである。十分に審議する時間もあまりないように感じる。また、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、低所得者世帯や住民税非課税世帯、家計急変世帯が対象となっているが、家計への負担が大きいのは生活困窮世帯のみではないと思う。特に家計への影響が大きいなどといった表現もあるが、個人的には引っかかる部分もあるがどうか。

○久枝地域福祉課長：表現自体は国が発表した物価・賃金生活総合対策本部にて、所得が少なく住民税が非課税の世帯に対し給付するという決定をしており、その報道の内容からそのようにした。また、詳細は9月末の閣議で決定となっているが、現在議会中であるため、その中で急遽補正予算を上げることとなった。詳細が決まってからとなると専決処分になるのか臨時議会となるのかという議論になってしまうが、正式決定すれば速やかに準備にかかれるようにとしたいと考え、議会中に提案することとした。

●田窪委員：家計への影響が大きいのは非課税世帯に限らないのにこのような表現をしたのはなぜか。

○久枝地域福祉課長：政府の発表を元に新聞報道等があったが、物価高騰対策として所得が少ない住民税非課税世帯となっていたため、それを準用した形である。

●小野委員：家計急変世帯の受付は3月末までとなっているが、いつから受け付け開始するのか。

○久枝地域福祉課長：事業を行うことは決定されているが、事業の詳細や要領は今月末の閣議で決定予定である。国からの通知はまだ市には来ておらず、いつが基準日になるのか、いつから始められるのかは現時点で未定である。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前11時02分

市民福祉委員会付託案件表

令和4年9月16日

○市民環境部関係

議案第63号 新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第2款 総務費	5・20
第4款 衛生費	
第2項 清掃費	5・21
第3表 債務負担行為補正 追加	7

○福祉部関係

議案第65号 令和4年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

10~12・32~36

議案第66号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第3款 民生費	5・11
第4款 衛生費	5・12